

新潟県及び長野県次期税務システム導入に係るコンサルティング業務プロポーザルの実施について(公告)

新潟県及び長野県次期税務システム導入に係るコンサルティング業務受託事業者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

令和8年3月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 業務の名称

新潟県及び長野県次期税務システム導入に係るコンサルティング業務委託

2 プロポーザルの内容

新潟県及び長野県次期税務システム導入に係るコンサルティング業務プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施等内容については、新潟県及び長野県次期税務システム導入に係るコンサルティング業務に関するプロポーザル募集要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)に定めるところによる。

3 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザルに関する質問等

(1) 交付期間 令和8年3月6日(金)から令和8年3月19日(木)まで

(2) 交付方法 新潟県ホームページからダウンロードすること。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/zeimu/tax-system-consulting.html>

(3) 質問書の提出 プロポーザル実施要領による。

4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、一の個人若しくは法人又は共同企業体であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

(1) 個人又は法人

ア 本業務において必要となるスキルや専門的なノウハウと豊富な実績を有しており、業務の確実な履行が見込まれること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

エ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

カ 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

キ (2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

(2) 共同企業体

ア (1)アからカに掲げる要件の全てを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者(以下「構成員」という。)で次の事項を定めた協定書を締結していること。

(イ) 共同企業体の目的

(ロ) 共同企業体の名称

(ハ) 構成員の名称及び所在地

(ニ) 代表構成員の名称及び権限

(ホ) 構成員の出資割合

(ヘ) 各構成員の責任

(セ) 利益金及び欠損金の配当並びに負担の割合

(シ) 取引金融機関の名称

(ス) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置

(セ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続又は解散に対する措置

(コ) 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ2県と協

議すること。

イ 構成員の数が4者以内であること。

ウ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

エ 全ての構成員が、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

5 参加表明・提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出して、参加を表明すること。

(1) 提出書類 プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

ア 質問書 令和8年3月6日（金）から令和8年3月19日（木）まで

イ 参加申込書 令和8年3月6日（金）から令和8年3月31日（火）17時まで

ウ 提案書等 令和8年4月3日（金）から令和8年4月8日（水）17時まで

(3) 提出方法 プロポーザル実施要領による。

(4) その他 書類の作成にあたって使用する言語、通貨及び単位は日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他情報通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

6 審査等

プロポーザル実施要領による。

7 契約の締結

プロポーザル実施要領による。

8 その他

プロポーザル実施要領による。

9 Summary

(1) Subject matter of Proposal:

Consulting Services for the Introduction of the Next Tax System for Niigata and Nagano Prefectures

(2) Deadline for Application

March 31, 2026 5:00 PM

(3) Deadline for Proposal Submission

April 8, 2026 5:00 PM

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Prefectural Tax Administration Integration Office

Tax Administration Division

Department of General Affairs

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN